

公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している施設で、指定期間が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に満了する施設のうち、1 3 施設について募集が完了しています。

その他の「公共施設のあり方指針」に基づき取組を継続している施設については、平成 3 0 年 4 月 1 日に民間譲渡を予定している 2 施設を除き、次のとおり新たに指定管理者候補者となる団体を募集します。

1. 民間譲渡を予定している施設

①湖陵保健福祉センター ②すさのおの郷「ゆかり館」

※すさのおの郷のうち、ゆかり館を除くスサノオ館等の施設については、譲渡対象に含めず、引き続き公の施設として管理します。

2. 指定管理の更新等について

(1) 指定管理期間

「公共施設のあり方指針」において、見直し対象とした施設は、指定管理期間を原則 2 年として、引き続き見直しの方針に沿った取組を行っていきます。

(2) 募集方法

「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設及びその関連施設であるため、非公募による募集とします。

※「指定管理者制度の運用に関する方針（平成 2 7 年 6 月策定）」に基づく非公募の判断基準

- | | |
|-----|--|
| (1) | 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設 |
| (2) | 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設 |
| (3) | 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設 |
| (4) | 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第 3 セクター（5 0 % 以上出資）が指定管理者となっている施設 |
| (5) | その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設 |

(3) 募集する施設 1 7 施設

①民間譲渡の対象施設（7 施設）

No	施 設 名	担当課	現在の指定管理者
1	湖陵デイサービスセンター	高齢者福祉課	(社福)JAいずも福祉会
2	平成温泉	健康増進課	NPO 法人川と湖いきいき神西
3	多伎いちじく温泉	観光課	(株)多伎振興
4	見晴らしの丘公園	観光課	(株)多伎振興

5	道の駅キララ多伎	観光課	(株)多伎振興
6	タラソテラピー施設	観光課	(株)多伎振興
7	ひかわ美人の湯	観光課	(株)MIしまね

※「1 湖陵デイサービスセンター」は、(社福)JAいずも福祉会が平成30年度に整備予定のデイサービスセンターに事業を引き継ぐため、指定管理期間を1年とする。

※「3 多伎いちじく温泉」は、平成30年度に民間譲渡の取組(公募)を進めるため、指定管理期間を1年とする。

②廃止の対象施設 (4 施設)

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
1	出雲体育館	文化スポーツ課	NPO法人出雲スポーツ振興21
2	平田体育館	文化スポーツ課	NPO法人ひらたスポーツ・文化振興機構
3	佐田スポーツセンター	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
4	斐川第2体育館	文化スポーツ課	NPO法人斐川体育協会

③その他の見直し施設 (いりすの丘公園関連施設 2 施設)

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
1	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農産物加工房A棟)	観光課	ひかわ食品加工(株)
2	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農産物加工房B棟)	観光課	(株)MIしまね

④見直し施設に関連する施設 (4 施設)

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
1	スサノオホール	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
2	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
3	すさのおの郷(スサノオ館等)	観光課	(株)すばる企画
4	多伎ふれあい広場	都市計画課	(株)多伎振興

※「1 スサノオホール」と「2 佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」」は、廃止対象の佐田スポーツセンターとの一体的な指定管理としている。

※「3 すさのおの郷(スサノオ館等)」は、ゆかり館の譲渡先決定後に、ゆかり館との一体的利活用のため、譲渡先と指定管理について協議を進める。

※「4 多伎ふれあい広場」は、多伎いちじく温泉の民間譲渡の取組に合わせ、指定管理期間を1年とする。

3. 今後のスケジュール

1 2月1日～1月15日	申請期間 (30日間：土日含まず)
1月30日	指定管理者候補者選定委員会
3月議会	議案提出「公の施設の指定管理者の指定について」